

定 款

玉村町土地開発公社

玉村町土地開発公社定款

第1章 総 則

(目的)

第1条 この土地開発公社は、公共用地、公共地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と町民福祉の増進に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 この土地開発公社の名称は、玉村町土地開発公社(以下「公社」という。)とする。

(設立団体)

第3条 公社の設立団体は、玉村町とする。

(事務所の所在地)

第4条 公社は、事務所を群馬県佐波郡玉村町に置く。

(公告の方法)

第5条 公社の公告は、玉村町公告式条例(昭和32年条例第1号)の例により行う。

第2章 役員及び職員

第1節 役員及び職員

(役員)

第6条 公社に、次の役員を置く。

一 理事11人以内(うち理事長1人、副理事長1人)

二 監事2人以内

(役員の職務及び権限)

第7条 理事長は、公社を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐して、この公社の業務を掌理するとともに、理事長に事故あるときは、その職務を代理し、理事長が欠けたときは、その職務を行う。

3 理事は、規程の定めるところにより、この公社の業務を掌理する。

4 監事は、公有地の拡大に推進に関する法律(昭和47年法律第66号)第16条第8項の職務を行う。

(役員の任命)

第8条 理事及び監事は、玉村町長が任命する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選により決定する。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は2年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員の兼任の禁止)

第10条 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(職員の任命)

第11条 職員は、理事長が任命する。

(兼職の禁止)

第12条 役員及び職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする団体の役員となり、又はみずから営利事業に従事してはならない。

第2節 理 事 会

(設置及び構成)

第13条 公社に理事会を置く。

2 理事会は、理事をもって構成する。

(招 集)

第14条 理事会は、理事長が必要と認めたときに招集する。

2 理事長は、理事総数の3分の1以上、又は監事から会議の目的たる事項を記載した書面を付して要求があったときは、理事会を招集しなければならない。

(理事会の議事)

第15条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

2 理事会は、理事の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 理事会の議事は、この定款に特別の定めがある場合のほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(理事会の議決事項)

第16条 次に掲げる事項は、理事会の議決を経なければならない。

一 定款の変更及び業務方法書の制定又は変更

- 二 每事業年度の予算、事業計画及び資金計画
 - 三 每事業年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書、事業報告書、キャッシュフロー計算書及び付属明細書
 - 四 規程の制定又は改正若しくは廃止
 - 五 規程により理事会の権限に属する事項
 - 六 その他公社の運営上理事長が重要と認める事項
- 2 前項第一号に掲げる事項については、出席理事の3分の2以上の決するところによる。

第3章 業務及びその執行

(業務の範囲)

- 第17条 公社は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。
- 一 次に掲げる土地の取得、造成その他の管理及び処分を行うこと。
 - イ 公有地の拡大の推進に関する法律第四条第一項又は第五条第一項に規定する土地
 - ロ 道路、公園、緑地その他の公共施設又は公用施設の用に供する土地
 - ハ 公営企業の用に供する土地
 - ニ 当核地域の自然環境を保全することが特に必要な土地
 - ホ 史跡、名勝又は天然記念物の保護又は管理のために必要な土地
 - ヘ 航空機の騒音により生ずる障害を防止し、又は軽減するために特に必要な土地
 - 二 住宅用地の造成事業並びに地域開発のためにする内陸工業用地及び流通業務団地の造成事業を行うこと。
 - 三 前二号の業務に附帯する業務を行うこと。
- 2 前項の業務のほか、当核業務の遂行に支障のない範囲内において、次の掲げる業務を行う。
- 一 前項第一号の土地の造成（一団の土地に係るものに限る。）又は同項第二号の事業実施と併せて整備されるべき公共施設又は公用施設の整備で地方公共団体の委託に基づくもの及び当該業務に附帯する業務を行う。
 - 二 国、地方公共団体その他の公共団体の委託に基づき、土地の取得のあっせん、調査、測量その他これらに類する業務を行うこと。

(業務方法書)

第18条 公社の業務の執行に関し必要な事項は、この定款に定めるものほか、業務方法書の定めるところによる。

第4章 基本財産の額その他資産及び会計

(資産)

第19条 公社の財産は、基本財産及び運用財産とする。

2 公社の基本財産の額は、500万円とし、玉村町が全額出資する。

3 基本財産は、安全かつ確実な方法により管理するものとし、これをとりくずしてはならない。

(事業年度)

第20条 公社の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(財務諸表及び事業報告書)

第21条 公社は、毎事業年度の終了後二箇月以内に財産目録、貸借対照表、損益計算書、事業報告書、キャッシュフロー計算書及び付属明細書を作成し、監事の意見を付けて、これを玉村町長に提出する。

(利益及び損失の処理)

第22条 公社は、毎事業年度の損益計算上利益が生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお、残余があるときは、その残余の額は準備金として整理する。

2 公社は、毎事業年度の損益計算上損失を生じたときは、前項の規定による準備金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理する。

(余裕金の運用)

第23条 公社は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債又は地方債の取得

二 銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預金

(予算の弾力運用)

第24条 理事長は、公社の予算成立後、業務量の増加により業務のため直接必要な経費に不足が生じたときは、玉村町長の承認を得て、当該業務量の増加により増加する収入に相当する金額を当該経費に使用することができる。この場合においては、理事長は、次の理事会においてその旨を報告しなければならない。

第5章 雜 則

(解散)

第25条 公社は、理事会で出席理事の4分の3以上の同意を得たうえ、玉村町議会の議決を経て群馬県知事の認可を受けたとき解散する。

2 公社は、解散した場合において、債務を弁済して、なお残余財産があるときは、これを玉村町に帰属させる。

(規程への委任)

第26条 公社の運営に関し必要な事項は、この定款及び業務方法書に定めるもののほか、規程の定めるところによる。

附 則

(施行期日)

1 この定款は、公社の成立の日から施行する。

(最初の役員の任期)

2 公社の最初の役員の任期は、第9条1項の規程にかかわらず、玉村町長の定めるところによる。

(最初の事業年度)

3 公社の最初の事業年度は、第20条の規程にかかわらず、公社の成立の日から昭和62年3月31日までとする。

附 則

(施行期日)

この定款は、群馬県知事の認可のあった日から施行する。